

令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
1	障害者を取り巻く就労環境の改善・整備について			
	(1) 山梨県における障害者雇用の促進について	県では、平成30年に明らかとなった障害者雇用の不適正な実態の改善に努められてきたが、自治体はそもそも、共生社会の実現への取り組みを先導し、民間を指導する立場であることから、引き続き積極的な取り組みが行うよう要望する。 また、雇用の状況や雇用環境の状況等について、定期的な公表を要望する。 更に、重度障害者の在宅就労など、多様な働き方を支援する仕組みや制度を検討し、その状況を公表願いたい。	・山梨県障害者福祉協会 ・山梨県身体障害者連合福祉会	障害者雇用の推進にあたっては、改正障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者が働きやすく、継続して働けることができる職場づくり等を目的とした「障害者活躍推進計画」を作成し、令和2年度より取り組んでおります。 障害のある方がそれぞれの個性や能力を最大限に発揮できることが重要であるため、様々なニーズに対応できるよう、正規職員、会計年度任用職員を組み合わせ採用拡大を図っております。 正規職員は、現在では、障害種別にかかわらず受験できるよう採用試験を実施しているとともに、会計年度任用職員についても、引き続き雇用枠を検討し、随時、募集を行っているところです。 また、雇用状況の公表についても、法に基づいた対応を、適時行って参ります。 さらに、多様な働き方への支援についても、令和元年7月から自宅でのテレワークや勤務時間を弾力的に設定できる制度を導入し、一昨年度からテレワークの運用を拡大しており、今後もこうした取り組みを着実に進めて参ります。 引き続き、障害のある方の自立と社会参加を推進して参ります。 なお、重度障害者の在宅就労等については、国が「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を地域生活支援事業の市町村任意事業と位置づけて実施していますが、実施市町村及び事業利用者とも少ないため、当事者のニーズ調査を行うなど事業の普及を図りたいとしていることから、県としても市町村へ働きかけていくとともに、国の動向を注視して参ります。
	(2) 視覚障害者の就労環境の改善・整備について		・山梨県視覚障がい者福祉協会	
	①無資格者撲滅活動へのご協力について	視覚障がい者の職業選択の自由が長年にわたり閉ざされてきた中、その大半があん摩マッサージ指圧、鍼、灸(以下あはき)業に従事して生計を立ててきた。しかしここ数十年、晴眼あはき師の増加や無資格医業類似業者の横行など、視覚障がいあはき師にとっては逆風が吹き荒れている。とりわけ、無資格者の横行により有資格者の生計が著しく脅かされている事態は看過しがたく、正当な手順を踏んで資格を取得してきた有資格者には到底納得できるものではない。無資格者の施術行為による健康被害も多数報告されており、本会では県の協力をいただき、毎年県民の健康を守るという意味合いも込めて8月の鍼灸の日に合わせて、無資格者撲滅キャンペーン活動を行ってきた。一昨年、昨年はコロナのため中止となり、今年も感染不安が残るので街頭活動は見合わせることでしたが、日々の啓発活動は続けていきたい。県当局へのご理解・ご協力を引き続きお願いするところである。		8月の針灸の日に合わせて無資格者撲滅キャンペーンについては、これまで同様、貴協会からお声掛けをいただく中で、令和5年度も協力して参ります。
	②視覚障がい者就労支援体制の確立について	上述のように、視覚障がい者の大半はあはき業で生計を立てているが、県民の健康管理や疾病予防に寄与するためには、日々進化する知識や技術を習得する場が必要である。一方、若い世代を中心に一般就労を目指す者が徐々に増えつつあるが、正規採用にこぎつけるには本人のスキルアップや職場への適応、職場環境の整備や職場スタッフの理解など解決しなければならぬ課題が多い。これは、中途障がい者の職場復帰や再就職推進にも当てはまることである。本会では十数年前より、あはき師の再教育や再訓練、一般就労を目指す視覚障がい者への職場定着に向けた相談・支援、中途障がい者の職場復帰や再就職に関する相談・支援、重複障がい者への就労支援など様々な機能を併せ持つ就労支援センター設立を要望してきたが、未だ伸展が見られない。山梨ライトハウスが経営する青い鳥ホームの改組も視野に入れた多機能型就労支援センターの設立を引き続き強く要望する。 また、これが財政的に困難ということであるなら、県内4箇所障がい者就業支援センターで上記のような視覚障がい者就労支援が行えるよう、機能の拡充など体制の整備・充実をはかっていただきたい。		視覚障がい者への様々な支援を行う多機能型就労支援センターの設立については、県内に4箇所ある障害者就業・生活支援センターにおいて、身体・知的・精神障害者、その中でも重度や重複の障害者など、様々な障害者の企業等への就労支援と生活支援を総合的かつ一体的に支援しております。 障害者就業・生活支援センターでの視覚障がい者の方への支援については、見えにくさなど視覚障がいの状態・程度が様々であることから、専門的な知見を持つ県立盲学校と連携し職場訪問などを行うなど、相談者の状況にあわせた職場環境の改善や職場スタッフへの説明などの支援を行っておりますので、御活用願います。 今後も、視覚障がい者の方々の多様なニーズに対応できるよう、関係機関等と連携して、障害者就業・生活支援センターの機能強化に努めて参ります。

## 令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

### 2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
	③重度障害者等就労支援特別事業普及推進について	本事業は、雇用と福祉の連携という形で2020年10月にスタートしたもので、通勤や職場等における支援など、自営業者を含む視覚障がい者の就労を後押しする画期的な事業である。全国的にも本事業を実施する自治体が増えつつあるが、地域生活支援事業の任意事業ということもあり、県内での実施事例はまだ聞いていない。視覚障がい者の就労環境改善が期待される事業であり、多くの市町村での実施が進むよう、県からの積極的な指導を要望する。また、より安定的で地域格差が生じにくい自立支援給付に位置づけられるよう、国への働きかけも併せてお願いしたい。		「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」については、地域生活支援事業の市町村任意事業として位置づけられており、国からは、事業の円滑な実施に向けて解説動画の配信やQ&A集の発出など事業実施に向けてのフォローが行われています。 一方で、全国的に実施している市町村が少なく、事業の利用者も少ない現状があり、国においても、当事者のニーズ調査や事業の運用改善を進めることで事業の普及を図りたいとしていることから、当事者のニーズを調査するよう市町村へ働きかけていくとともに、国の動向を注視して参ります。

令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
2	情報環境の整備について	<p>視覚障がい者の日常生活上の大きなバリアとなっているのが文字の読み書きなど情報処理である。特に視覚障がい者のみの世帯では、生活に密着した大切な書類の発信元や内容を自力で確認することができない。ヘルパーの方に代読をお願いすることになるが、個人情報の観点からも問題があり、必要な情報を自力でタイムリーに確認したいというのが切実な願いである。</p> <p>しかし、未だに役所をはじめ、公共機関からの配付物のほとんどは活字の印刷物のみであり、封筒への点字での発信元表示もなされていない。まず、どこから送られてきたのか判別できるよう、発信元の点字表示の普及に向けた取り組みを迅速に進めていただきたい。配付文書についても、点字化が難しいのであれば、音声コードの貼り付けやメールでの送信など、利用者の実態に応じた対応を工夫していただきたい。</p> <p>また、視覚障がい者が参加する県関係の会議資料や送付書類についても、点字化や拡大文字化、音声コードの添付、メールなど電子データによる資料の提供など、個々のニーズに応じた柔軟な対応の推進を引き続きお願いするとともに、各市町村や民間事業所等への啓発活動も強化していただきたい。</p> <p>次に、近年パソコンやスマホを活用する視覚障がい者が増えているが、テキストデータが埋め込まれていないPdfファイルや、画像の説明がないホームページ、登録手続きが画像認証のみとなっているサイトなど、全盲者には利用不可能なページも多い。少なくとも、県や市町村など、公的な情報を発信する機関においては、テキストデータのページ併設など、ウェブアクセシビリティの向上に向けた配慮の徹底をお願いしたい。また、金融機関等、視覚障がい者の日常に密着した機関においても同様の配慮がなされるよう、県からの指導を強めていただきたい。</p> <p>本年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、全ての障害者が必要とする情報を円滑に取得・利用し、円滑に意思疎通できるよう施策を推進することとされた。こうした取り組みが当たり前に行われるよう強く希望します。</p>	山梨県視覚障がい者福祉協会	<p>視覚障がい者への県からの情報提供に当たっては、会議資料のメールでの電子データによる提供などを行っているところですが、引き続き、情報文化センターと連携し、ニーズに応じた柔軟な対応に努めるとともに、市町村や民間等においても同様に取り組みが進められるよう普及して参ります。</p> <p>なお、県広報誌「ふれあい」、新聞掲載の「県からのおしらせ」については、山梨ライトハウスに委託して点字版と音声版を作成し、情報文化センターに利用者登録をしている方に配付するとともに、音声版を県公式YouTubeチャンネルで公開し、誰でも視聴できるようにしています。また、県ホームページについては、音声読み上げ機能を提供しているほか、画像データへの代替テキストの設定や、コントラスト等に配慮した見やすいページ作成などを行っているところです。</p> <p>令和5年度は次期障害者・障害児プランの策定年度であることから、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を考慮しつつ、障害者施策推進協議会や障害者団体等からの御意見を伺いながらプランを策定していく予定です。</p>
3	移動環境の整備について	<p>(1) タクシー利用券補助制度の充実及び福祉有償運送制度の充実について</p> <p>公共交通機関の貧弱な本県では、視覚障がい者の移動にはタクシー利用が不可欠である。現在、タクシー利用券補助として年間590円×24枚分が支給されていることは喜ばしいことであるが、この補助額は普通車初乗り運賃660円当時に設定されたものであり、県の補助が市町村のタクシー券発行の財源となっていることを考えれば、現在の初乗り運賃740円に見合った補助額への早急な引き上げが望まれるところである。</p> <p>また、視覚障がい者については、手帳の等級が3級以下であっても車の運転はできないため、このような弱者も日常の足としてタクシーが利用できるよう、給付対象の拡大を強く要望する。</p> <p>移動の手段としても一つ事業の充実が望まれるのが福祉有償運送であるが、この制度に消極的な市町村があり、まだ一部の地域でしか運用されていない。また、事業所がある地域においても、土日はほとんど利用できないのが現状である。タクシー券と並んで視覚障がい者の社会参加の大変大きな支えとなる事業であり、住んでいる地域に関係なくこの事業が利用できるよう、全市町村への事業実施に向けた県からの働きかけをお願いしたい。</p> <p>また、バス会社やタクシー会社とタイアップして実施しているという宮崎県の情報もあり、本県での実施の可能性などご検討いただければ幸いである。視覚障がい者の自立・社会参加の推進には、鉄道や路線バス運賃相当額で利用できる移動手段の確保が不可欠であり、障害者幸往条例に掲げられている合理的配慮という観点からも、施策の推進を強く願うものである。</p> <p>(2) 同行援護事業の充実と地域格差解消について</p> <p>全盲者や低視力の弱視者の単独歩行による交通事故が多発していることが社会的な問題となっており、安全な移動には同行援護従業者のサポートが不可欠である。</p> <p>全盲者や低視力の弱視者の単独歩行による交通事故が多発している中、移動の安全を確保する上で不可欠なのが同行援護事業であるが、実際に活動している同行援護従業者は少なく、需要に充分追いついていないといえる。</p> <p>また、事業所がないなど本制度を利用できない市町村が3分の2にも上り、これら地域での視覚障がい者の外出は極めて困難な状況にある。</p> <p>さらに、近年は、単独歩行が困難な中途障がい者や重複障がい者の増加などでそのニーズは一層高まっており、事態は深刻化しつつある。</p> <p>同行援護従業者の養成と地域格差の解消は視覚障がい当事者の切実な声であり、住んでいる地域に関係なくこれでもいっしょに安心して本制度を利用できる環境整備が強く望まれる。</p> <p>加えて、県主催の「同行援護従業者養成・研修事業」については、地域格差解消をにらんだ甲府市以外の地域での開催も含めた事業の充実を引き続きお願いしたい。</p>	山梨県視覚障がい者福祉協会	<p>県では、市町村の行うタクシー利用券補助事業に対して、市町村間の公平を図りつつ、県単独で助成しています。</p> <p>障害福祉サービスに関する公費負担なども年々増加するなど、県及び市町村の厳しい財政事情から考えますと、国の財政支援の対象外である本制度の拡充は困難であることをご理解ください。</p> <p>また、福祉有償運送については、引き続き、各地区で開催される福祉有償運送運営協議会等の場を通じて、市町村への働きかけに努めるとともに、社会情勢や他県の状況等を鑑みつつ、研究・検討を行って参ります。</p> <p>同行援護事業所は、現在、県内に26事業所あり、各圏域に1事業所以上が整備されている状況です。今後、利用者の増加が見込まれることから、居宅介護事業者に対し参入を働きかけるとともに、市町村の行う地域生活支援事業(移動支援事業)を支援し、視覚障がい者が安心して外出できる環境の整備を図って参ります。</p> <p>また、同行援護従業者養成研修については、山梨ライトハウスを指定研修機関として、平成26年度以降、延べ346名(一般課程230名、応用課程116名)の従業者を養成して参りました。引き続き研修を実施し、さらなる移動支援環境の充実を図って参ります。</p> <p>なお、研修会場については、令和3年度は富士吉田市で一般課程の研修を開催いたしました。研修受講者数が限定的となり、課題の解消とは至りませんでした。研修実施事業者の運営面や、応用課程における公共交通機関の利用等を含む実技演習の実施環境等の事項を総合的に判断した結果、令和4年度は甲府市で研修を開催しております。</p>

## 令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

### 2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
4	【新規】青い鳥老人ホーム入所環境の改善について	<p>本会では、長年にわたり視覚障がい者特別養護老人ホーム建設を要望してきたが、財政等の理由でその実現は困難というのが県からの毎年の回答である。</p> <p>そこで、標題の内容に切り替え高齢視覚障がい者の生活の場の確保について改めてお願いする次第である。いわゆる団塊の世代は70歳を超え、視覚障がい者においても要介護者が増加することは目に見えており、青鳥老人ホーム入所希望者が増えるのは必至である。</p> <p>しかし、現状では入所を希望しても市町村の措置基準が厳しいため、断念せざるを得ない視覚障がい者がほとんどである。その一方で、青い鳥老人ホームの定員割れが進んでおり、存続が危ぶまれるという心配な話もよく耳にする。</p> <p>県との話し合いの中で、一般の養護老人ホームへの入所を選択してはとの話もよくうかがうが、施設内の移動やレクリエーションなど、視覚障がい者の特性に配慮のない施設での生活は安らぎという言葉とはほど遠いものであり、視覚障がい特性に十分な配慮がなされている青鳥老人ホームへの入所に勝るものはない。市町村の措置基準の緩和や契約入所者への経済的支援など、環境改善に向けた取り組みを強く要望する。</p> <p>だれにも避けられない高齢化。視覚障がい者にあっても、安心と安らぎに包まれた環境下で人生の終末を迎えられるよう、青い鳥老人ホームの存続も含めた本要望実現に向け、ぜひともご尽力いただきたいとする次第である。</p>	・山梨県視覚障がい者福祉協会	<p>青い鳥老人ホームにつきましては、平成18年4月より、社会福祉法人山梨ライトハウスを指定管理者として運営してきております。同法人は、視覚障がい者を対象とした情報文化センター、青い鳥成入寮、青い鳥ホームなどを運営しており、視覚障がい者に対する支援サービスの専門性が担保されており、令和7年度以降の次期指定管理に向けても、県立の盲養護老人ホームとして安定的な運営や入所者に対する安定的処遇の継続ができるよう、令和3年度に「青い鳥老人ホームあり方検討会」を設け、県と指定管理者の間で緊密な連携を確保しています。</p> <p>また、措置制度の運営については、引き続き、市町村の福祉担当部局に対し、措置費や改定に係る費用については、地方交付税により財源措置がなされることとなっていることを理解していただくよう周知するとともに、視覚障がいの方について特段の配慮をさせていただきよう働きかけをして参ります。</p> <p>なお、青い鳥老人ホームについては特定施設入居者生活介護の指定を受けており、契約入所者についても、要介護認定を受けている方は介護保険を利用することにより、利用料の自己負担が軽減されます。</p>
5	【新規】身近な相談体制の整備について	<p>障害者差別解消法や障害者虐待防止法が成立して、数年が経過しましたが、いまだに被害者が減っているようには思われません。</p> <p>市町村においては相談窓口の整備は進みましたが、身近には感じられません。もっと気軽に相談できる方法はないのでしょうか。県内では大部分の市町村で障害者相談員が廃止されていますので顔の見える方法を考えてもらいたい。</p>	・山梨県身体障害者連合福祉会	<p>県では、障害者差別地域相談員を全市町村に配置するなど、相談体制を整備しているところですが、障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮が義務化されることから、改正法の施行に向け、相談窓口の更なる周知等、必要な取り組みを検討して参ります。</p>
6	【新規】市町村施策推進協議会の条例設置について	<p>市町村には障害者福祉計画の作成が義務化されていますが、施策目標の達成ができていないのは疑問です。目標達成に近づけるには施策推進協議会の設置により、外部からのチェックが必要です。</p> <p>ほとんどの市町村には類似した組織があり、機能しているようですが、できれば条例化による設置が望ましく思います。市町村の条例設置が進むよう県の強いリーダーシップを望みます。</p>	・山梨県身体障害者連合福祉会	<p>令和2年度に本県の障害者施策推進協議会より、県から市町村に審議会設置を働きかけるべきとの意見があったことを踏まえ、同年中に未設置市町村に対して設置検討の依頼を行ったところです。今後も各自治体の状況を踏まえながら、県としても設置について働きかけて参ります。</p>
7	【新規】生活介護施設の授産品等の販売機会の確保について	<p>農福連携により、就労系の販売機会は増えました。しかし、重度の障害を持つ利用者が多く、農福連携が難しい生活介護施設では授産品等の販売機会がコロナの影響等で減少し、苦慮している状況です。</p> <p>このため、イベント時の場所の確保や定期的な販売コーナーの開設など、販売機会の確保をお願いしたい。</p>	・山梨県障害者地域生活支援事業所協議会	<p>県では、例年開催している山梨県障害者芸術・文化祭において、障害者施設による物品販売を行っており、生活介護施設にも出店していただいています。今後も引き続き多くの施設が出店できるよう努めるほか、新たな販売機会の創出について検討して参ります。</p>
8	【新規】BCP(事業継続計画)の策定に向けた研修会の開催について	<p>障害者施設においてもコロナ等により業務の継続が困難になるなど、BCPの必要性を多くの施設で感じています。しかしながら、どのように作ったら良いのか苦慮する施設も多いため、BCPの策定のための研修会の開催をお願いしたい。</p>	・山梨県障害者地域生活支援事業所協議会	<p>令和6年度から、障害福祉サービス事業所に対してBCPの作成が義務付けられることになりました。県では今年度集団指導において、BCP策定について説明を行いました。令和5年度も引き続き、BCP作成のための研修会を開催する予定です。</p>
9	【新規】透析患者におけるコロナワクチン接種について	<p>令和4年5月現在、全国のコロナ感染者は累計で約800万人、この内透析患者は6,400人ですが、その死亡率を見ると、一般の方が0.4%に対し、透析患者は14.5%と30倍以上になっています。</p> <p>透析患者の致死率を時系列で見ると、2021年7月頃までは約30%だったものが、ワクチンが普及した21年7月以降は12.4%、2回目接種が行き渡った22年1月以降は約6%となっており、透析患者にとってワクチン接種が大きな効果を発揮していることを表しています。</p> <p>透析患者の平均年齢は69.4歳と高齢化が進んでおり、ワクチン接種は透析患者の生命線といっても過言ではありません。</p> <p>このため、第7波に備えたワクチン接種について優先的に受けられるようお願いをします。</p>	・山梨県腎臓病協議会	<p>透析患者については、「基礎疾患を有する者」としてワクチンの優先接種の対象となっております。</p> <p>令和5年度については、秋から冬(9月～12月)に1回のみ接種です。しかし、透析患者といった重症化リスクが高い者は、春から夏(5月8日～8月)に前倒してさらに1回接種することが可能となっております。</p>

## 令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

### 2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
10	【新規】障害者情報取得法の施行にともなう、障害者プランの改定と予算の確保について	2022年5月25日に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行され、国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、並びに実施することとされました。 同法は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野(医療、保健、介護、福祉、教育、労働、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他)において、障害者がその必要とする情報を十分に取得及び利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援従事者の確保・養成および資質の向上を講ずるものと規定しています。 県において、この法律の趣旨に沿った施策が推進されるよう、「やまなし障害児・障害者プラン2021」を改定するとともに、予算措置が行われるように取り組みを進めてください。	山梨県聴覚障害者協会	現行の「やまなし障害児・障害者プラン2021」は令和5年までの計画であるとともに、令和5年度は次期プランの策定年度であることから、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を考慮しつつ、障害者施策推進協議会や障害者団体等からの御意見を伺いながら検討して参ります。
11	【新規】選挙運動「街頭演説」への字幕導入について	参議院議員選挙の街頭演説に、立候補者の演説があったが、聞こえない人は演説内容が聞こえないため候補者の考え方を知ることができない。 演説中の内容がわかるように、字幕表示ができるシステム設置を工夫していただきたい。	山梨県聴覚障害者協会	公職選挙法第143条第2項の規定により、選挙運動のために映写等の類(屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除く。)を掲示する行為は禁止されており、街頭演説において演説内容やその要約をスクリーン等に表示することはできないこととされておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。
12	【新規】選挙公報へのQRコード掲載による手話動画の表示について	選挙公報の内容が、手話言語を必要としているろう者が理解できるように手話動画付きのQRコードの掲載を望みます。	山梨県聴覚障害者協会	選挙公報中にQRコード掲載することに制限はなく、候補者において手話動画付きのQRコードを掲載することが可能となっております。
13	【新規】すべての政見放送に手話通訳と字幕付与の義務付けについて	参議院議員選挙の政見放送で、4人の立候補者のうち2人は手話通訳付、他の2人については手話通訳は含まれていません。現在の公職選挙法では候補者の判断で手話通訳と字幕の付与ができるとされています。そのため、候補者によって手話通訳が付いたりなかったり統一されていません。すべての政見放送には手話通訳と字幕の付与を義務とするよう総務省への公職選挙法の改善を望みます。	山梨県聴覚障害者協会	県選挙管理委員会としても、聴覚障害者が候補者の政見等を知る機会をできる限り確保するため、政見放送又は経歴放送制度のある全ての選挙において、収録方式にかかわらず手話通訳及び字幕スーパーを導入することが必要と認識しており、都道府県選挙管理委員会連合会として、政見放送又は経歴放送を行うことができる全ての選挙において、手話通訳と字幕のいずれも付与することができるよう、総務省に対し、令和4年12月に政見放送及び経歴放送実施規程の改正を要望したところです。
14	【新規】障害者スポーツ推進プランの策定について	全国障害者スポーツ大会では、12の団体競技が行われているが、現在、山梨県は、6競技へのエントリーが一杯の状況である。これは、大会への出場結果という意味の他、本来的に障害者にスポーツがどう普及しているのか、これを支援する体制がどう整っているかを表す指標ともなるものである。 山梨県においては、今後開催を予定している全国大会を目指した計画的な取り組みが必要であることから、障害者スポーツの普及を図るための活動状況等の積極的な広報活動を進めるとともに、障害者の意欲の向上が期待できるタイミングを有効に活用するための具体的な計画策定に取り組んでいただきたい。	山梨県障害者スポーツ協会	県では障害者スポーツの普及促進のため、パラアスリートの講演会や「パラスポーツやってみようフェスティバル」を開催し、県ホームページなどにより情報発信を行うなど広報活動に取り組んでいます。 また、障害者の意欲向上を支援する具体的な取り組みについては、「山梨県スポーツ推進計画」の基本方針「競技力の向上」において障害者スポーツ活動推進のため、拠点づくり、普及活動、選手の育成に取り組むこととしており、この方針に基づき、令和4年度から、スポーツ振興課にパラスポーツ担当を新たに設置し、また、関係団体との連携・調整を中心的に担うパラスポーツコーディネーターを2名任命するとともに、障害者スポーツ施策を包括的・計画的に行う「パラスポーツ推進プロジェクト実行委員会」を設置しました。 更に、地域の活動拠点として特別支援学校を県内4圏域で指定したことに加え、県の拠点として青少年センターの体育館の改修を決定するなど、障害者スポーツに取り組める機会の充実を図り、障害者の意欲向上を支援する具体的な取り組みを計画的に進めております。

## 令和5年度 障害者福祉に関わる施策要望

### 2 施策要望項目

No.	項目	要望内容	要望団体	回答
15	相互理解促進のための啓発・広報活動の推進について	障害者週間には、福祉ふれあい会議において、障害福祉課のご協力もいただき街頭啓発活動を実施している。しかしながら、これが唯一の街頭啓発機会であるものの啓発物品などについても参加団体の会費に頼るしかなく、県民の皆さんに関心を誘えるような効果的な啓発物品等の用意はできず、呼びかけにもなかなか苦慮しているところである。 行政、民間一体となって効果的に行えるよう、是非とも最低限の物品等が確保できるような支援をお願いしたい。	・山梨県障害者福祉協会	障害者週間の街頭キャンペーンについては、広く県民に障害や障害のある方への理解を広めるため、県障害者福祉協会や県障害者福祉ふれあい会議の皆様の主體的な意思に基づき、長年に渡り実施してきたところであり、この取り組みが効果的に行われるよう、配布物の印刷など、工夫を行いながら支援して参ります。
16	防災対策の推進について	県内で福祉避難所を設置しているのは、19市町村にとどまっています。 今後、県におかれては、市町村の福祉避難所の設置について助言を行うとともに、オストメイト対応トイレや喉頭滴出者に必要となる人工鼻などの備蓄等にも積極的に支援を行い、市町村の福祉避難所が障害者の避難先として機能するよう、積極的な公表など支援をお願いします。 また、個人情報把握できない中で、個別避難計画の重要性が増しているが、現在の策定状況をお知らせいただくとともに、個別避難計画の策定推進にかかる県の支援をお願いします。	・山梨県障害者福祉協会	市町村では、災害時に特に配慮が必要な方が避難する施設として福祉避難所を指定しております。福祉避難所の多くは民間の社会福祉施設であることから、個別の施設との間で協定を締結し福祉避難所を確保しているところです。御指摘のとおり、現在、福祉避難所は19市町村において指定されておりますが、8市町では未指定の状態となっております。 このため県では、民間の社会福祉施設が指定を受け入れ易いよう、あらかじめ受入対象者を特定する取り組みや国の財政措置を活用した指定福祉避難所の充実など、災害時の対策強化について助言しているところです。 今後とも、災害時に特に配慮が必要な方が安心して避難できるよう、市町村に指定数を増やすよう要請を継続して参るとともに、福祉避難所に必要な障害者用の設備及び物資の備蓄などの支援について検討して参ります。 次に、災害時における避難支援としての「個別避難計画」についてですが、現在、10市町村では未策定であることから、市町村職員を対象とした計画作成に向けた研修会を実施してきました。 今後も個別避難計画の作成支援をすることで、災害時において避難行動に支援が必要な方への取り組みを進めて参ります。
17	文化芸術活動を通じた社会参加への支援	文化芸術活動については、障害者文化展や障害者の主張大会、障害者芸術・文化祭の開催などとともに、ふれあい創作活動が推進され、更には、アール・ブリュットの普及に向けた取り組みも進められている。 そのような中、県においては、文化芸術基本法の改正を契機として、また、昨年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」も勸案され、山梨県文化芸術基本条例を制定、施行されたことには、大きな期待を寄せるところである。 については、今後の計画づくりや事業の実施に当たっては、具体的な障害者の活動の状況や必要な環境整備の状況など十分に調査分析されるとともに、今までなかなか光が当たらず支援の手が届いていない「文芸」などの分野についても積極的な取り組みが行われるよう要望する。	・山梨県障害者福祉協会	障害のある作家・市町村・障害福祉サービス事業所などを対象に実施したアンケート調査の結果をもとに、関係団体の意見を取り入れながら、令和3年3月、「山梨県障害者文化芸術活動推進計画」を策定しました。 現在、本計画に基づき、文芸などを含めた幅広い分野の鑑賞・創造・発表の機会の確保、作家を支援する人材の育成、文化芸術を通じた交流や障害者理解の促進に関する事業を実施しています。障害のある方による文化芸術活動の推進にあたっては、引き続き関係機関と連携し、当事者の状況などを把握、分析しながら計画づくりを行い、それに基づいた事業を積極的に実施して参ります。
18	【新規】障害者団体への加入促進パンフレットの作成と配布について	障害者団体への新規加入者は大きく減少しており、個人情報保護法(条例)により障害者手帳の取得者が把握できない中、勧誘活動もままならず、各団体とも高齢化の進行により、活動そのものにも大きな支障が出てきています。 障害者団体は、障害を抱えた方々が仲間を得て、励まし合い、様々な情報を共有する中で自分を取り戻し、新たな生活を築いていく拠り所となるものであり、大きな社会的役割を果たしてきた組織であります。 勧誘のパンフレットを個別の団体で作成しても、市町村で配布を断られてしまい、大変苦慮しています。 こうした全国共通の課題に対し、静岡県では各団体の紹介パンフレットを作成し、市町村に対し障害者手帳の交付に合わせて配布するよう依頼しているとのことでもあります。 本県においても是非同様な措置を講ずるようお願いします。 なお、県のHPに各団体の紹介やリンクを貼るなどの対応を行っている自治体もあります。本県でも同様な対応をお願いします。	・山梨県障害者福祉協会	障害のある方が利用できるサービスや相談窓口、障害者団体等をまとめたパンフレットとして「障害者福祉サービスのご案内」を毎年度作成し、ホームページで公表をしているほか、各市町村等にも窓口で活用していただけるよう配布しているところです。今後はより一層このパンフレットが窓口で活用されるよう市町村へ働き掛けて参ります。 また、県ホームページへの掲載につきましては、各団体の皆さまに情報提供をいただながら対応します。